

# ADRの現場から

21 話し合いでトラブルを解決

裁判によらず、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR（裁判外紛争解決手続）。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことだ。今回は、法務大臣認証機関である（一社）日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となった「太陽光発電メンテナンス技士のトラブル解決事例について」（一社）太陽光発電安全保安協会の室田正博代表理事から解説してもらう。



室田正博氏

太陽光発電メンテナンス技士は太陽光発電に関するオーナーと事業者間のトラブルの相談を受けるケースが多くありますが、今回は事業者から相談を受けたケースをご紹介します。相談を受けたのはあるEPC事業者です。EPC事業者とは、太陽光発電機器を設置する土地が選定された後の設計（Engineering）、調達（Procurement）、建設（Construction）の3つを行う事業者を指します。この事業者はオーナーから依頼を受けて売電のための段取りを任せていました。しかし、電力会社との連携がうまく取れておらず、当初見込んでいた電力の受給開始日

がずれ込んでしまったので、本来であれば、日射条件が良く売電価格が高くなる5月からの発電を予定していたのですが、これが8月になったのです。一般的なイメージですと、真夏である8月は日光が強いので多くの発電ができるかと考えられがちですが、これは誤りで、実際はパ

## 現場トラブル解決の要点は

ネルの温度が高くなり過ぎて発電量が低くなり、売電額も少なくなってしまうのです。このトラブルについて、事業者はオーナーとの話し合いによる和解を望んでいたのですが、オーナー側の感情のもつれもあり、十分にコミュニケーションが取れない。ここで、太陽光発電メンテナンス技士に間にあってトラブルを収めてほしい、と相談があったのです。

### 太陽光発電メンテナンス技士②

太陽光発電メンテナンス技士による状況のヒアリングと現場調査では、事業者側にはスケジュール遅れに関する言い分があること、設置されているソーラーパネルのうち3枚が割れていることがわかりました。ここで、太陽光発電メンテナンス技士が提案した話し合いによるとトラブル解決の方向性としては、1つ目がオーナーに少しでも言い分を理解してもらい、感情的な怒りを収めてもらうということ。2つ目が費用面での補てんとして、割れているパネルの交換をするということ。

解決に導いたポイントは、現場調査と専門的知識をもって行ったオーナーへの説明でしょう。やはり、現場のトラブルを解決するのに適しているのは、現場で職務に従事する専門家だと感じた事例です。これは発電スケジュールに関するトラブルですが、太陽光発電機器に関するトラブルも当然あります。一般的にパワーコンディションと呼ばれるインバータの期待寿命は10年前後とされており、売電期間中にはほぼ確実に交換が

必要です。この時の調査によって発電する機器不良トラブルなども今後増えるのではないのでしょうか。

●法務大臣認証ADR機関 一般社団法人日本不動産仲裁機構 電話03（3524）8013 ※調停が体験できる「ロールプレイ研修」を定期的に実施しています。

●「太陽光発電メンテナンス技士」資格実施団体 一般社団法人太陽光発電安全保安協会 電話03（6661）0704